

会 議 名	第4回大熊町復興整備協議会特別会議	
日 時	平成28年3月23日(水) 午後15時30分～午後16時00分	
場 所	福島県庁5階 正庁	
復興整備事業	大熊町復興拠点整備事業(太陽光発電施設整備事業)	
出 席 者	復興庁	福島復興局 参事官 佐藤 信
	大熊町	企画調整課 課長 幾橋 功
		産業建設課 課長 武内 佳之
	福島県	企画調整部土地・水調整課 主任主査 須藤 進
		企画調整部地域政策課 課長 永田 嗣昭
		農林水産部農業担い手課 課長 大竹 浩二
		土木部都市計画課 課長 寺木 正宏
協議内容		
<p>1. 開会(進行:大熊町産業建設課 課長補佐 柳田)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出席者紹介</li> <li>・会議の公開の有無について(公開)</li> <li>・傍聴の注意事項</li> <li>・議長紹介</li> </ul> <p>大熊町復興整備協議会規約第6条の規定により、大熊町長の代理人の大熊町企画調整課長が議長となる。</p> <p>2. 議長あいさつ(議長:大熊町企画調整課 課長 幾橋)</p> <p>3. 現状と課題</p> <p>(議長:大熊町企画調整課 課長 幾橋)</p> <p>それでは、大熊町の現状と課題について、御説明申し上げます。</p> <p>【別紙、「現状と課題」により説明】</p> <p>(議長:大熊町企画調整課 課長 幾橋)</p> <p>ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。</p>		

(出席者一同)

意見質問等なし。

4. 議事(議長:大熊町企画調整課 課長 幾橋、説明者:大熊町産業建設課 課長 武内)

(議長:大熊町企画調整課 課長 幾橋)

前回、協議会会議を平成28年1月21日に開催し、大熊町復興整備計画についてお諮りしたところでありますが、本日は、その計画の変更について、お諮りします。

追加・変更点は1点でございます。

復興整備事業である大熊町復興拠点整備事業(太陽光発電施設整備事業)の実施に当たり2haを超える農地転用が必要となることから、これを記載した土地利用方針の変更について、お諮りします。

なお、協議の進め方ですが、大熊町から計画変更の概要と事業内容について説明の後、土地利用方針について復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますので、同意について確認させていただきます。

それでは、大熊町から復興整備計画変更(案)概要について説明願います。

(説明者:大熊町産業建設課 課長 武内)

それでは、大熊町復興整備計画変更(案)について御説明申し上げます。

【様式第2、様式第8及び土地利用構想図等により説明】

(議長:大熊町企画調整課 課長 幾橋)

ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。

(土木部都市計画課 寺木課長)

12P、B-1地区の面積が変更されておりますが、総括図のB-1地区部分について赤く囲む必要はないのでしょうか？

(産業建設課 課長 武内)

雑種地の追加による変更ということで農地転用には直接関わらず、追加面積も小さいため反映しておりませんでした。修正が必要となれば修正いたします。

(土木部都市計画課 寺木課長)

13Pと16Pの違いが、黒と赤の違いという理解でよろしいでしょうか？

(産業建設課 課長 武内)

そうにご理解いただきたいと思います。

(議長:大熊町企画調整課 課長 幾橋)

土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局から書面により同意を頂戴しております。お手元の書面決議書を御覧ください。

平成28年3月18日付けで農林水産省東北農政局長豊田様より、書面決議書を頂戴しております。

～議決書読み上げ～

以上により、土地利用方針につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。

なお、本日協議しました「大熊町復興整備計画変更案」については、異議無いものとし、復興特区法第50条第1項の規定に基づき、公表することで、農地転用の許可について農林水産大臣の許可があったものとみなされます。計画変更については、3月24日(木)に町HPで公表したいと考えております。

5. 閉会(進行:大熊町産業建設課 課長補佐 柳田)

**【協議結果】**

大熊町復興拠点整備事業(太陽光発電施設整備事業)に伴う土地利用方針の変更について、東日本大震災復興特区法第49条第1項の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。